

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の区役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容	(注) 担当窓口	
各種保健福祉サービスを受給中の方				
<a href="#">特定医療費(指定難病)</a>	特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの方	お持ちの <b>受給者証</b> をご持参のうえ、転出先の区役所の担当窓口で手続きしてください。	1階 19番	保健福祉課 (健康推進)
<a href="#">小児慢性特定疾病</a>	小児慢性特定疾病の助成を受けておられる方	住所変更手続きが必要です。お持ちの <b>受給者証等</b> を転出先の区役所にご持参のうえ、担当窓口でお尋ねください。		
<a href="#">公害健康医療</a>	公害医療手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。転出先の区役所の担当窓口にご持参ください。		
<a href="#">被爆者健康手帳</a>	被爆者健康手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。転出先の区役所の担当窓口にご持参ください。		
身体障がい者手帳	身体障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)、自立支援給付、手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等)等の住所変更の手続きが必要です。 <b>転出先の区役所の窓口</b> に対象者の <b>健康保険証、お持ちの手帳、医療証、受給者証</b> をご持参ください。	2階 26番	保健福祉課 (保健福祉)
精神障がい者保健福祉手帳	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方			
療育手帳	療育手帳をお持ちの方			